

# JIS

## 船舶用プログラマブル電子系の開発及び 使用に関する一般原則

JIS F 8082 : 2007  
(ISO 17894 : 2005)  
(JSTRA)

平成 19 年 4 月 9 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キャノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 19.4.9

官 報 公 示：平成 19.4.9

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適合	1
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 略語	5
6 規格の使用	5
7 船舶用 PES の原則	6
7.1 船舶用 PES の目的	6
7.2 船舶用 PES の製品原則	7
7.3 船舶用 PES のライフサイクル原則	9
附属書 A (参考) この規格で用いられている用語及び概念	12
附属書 B (参考) 船舶用 PES に関する原則のガイダンス	18
附属書 C (参考) 船舶用 PES のライフサイクルに関するガイダンス	39
附属書 D (参考) 船舶用 PES ライフサイクル出力のチェックリスト	45
附属書 E (参考) ライフサイクルにおける原則の適用	55
附属書 F (参考) 船舶用 PES の原則	59
解 説	64

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 船舶用プログラマブル電子系の開発及び 使用に関する一般原則

## Ships and marine technology – Computer applications – General principles for the development and use of programmable electronic systems in marine applications

### 序文

この規格は、2005年に第1版として発行された **ISO 17894** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、信頼性のある船舶用プログラマブル電子系の開発並びに使用に関する、必須原則、推奨判定基準及び関連指針について規定する。この規格は、船の安全、又は効率的な操船に影響のあるプログラム可能な要素をもつ、すべての船舶搭載機器にも適用する。この規格には、船舶用プログラマブル電子系の仕様、操作、保守及び評価に関与するすべての当事者のための情報が含まれている。この規格の原則及び指針の大部分は、様々な国家規格及び国際規格の要件に基づいている。この規格に対する寄与については、引用規格及び参考文献に示している。

**注記 1** この規格は、特定タイプの装置若しくは機能に関連している性能、試験又は試験結果要件について直接は扱っていない。このような場合は、航海、無線機器における **JIS F 8076** のように、既存のアプリケーション又は構成部品用の規格が適用される。責任団体（例えば、監督官庁、船級協会又はその他の契約関係者など）は、その特定の要求に関していかなる潜在的な対立が生じたとしてもこの規格を適用可能であると決めることができる。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 17894:2005**, Ships and marine technology – Computer applications – General principles for the development and use of programmable electronic systems in marine applications (IDT)

なお、対応の程度を表す記号(IDT)は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、一致していることを示す。

### 2 適合

この規格への適合を実証するためには、当該システムが箇条 7 に規定されている原則を満たしているという証拠を提出しなければならない。その証拠は、中立の査定者を納得させるものでなければならない。これは、箇条 7 に規定されている判定基準への準拠や中立の査定者を納得させる代替手段によって可能になる。

**注記** 評価のための基準は、箇条 7 の各原則の下に箇条書きで示している。